

第2回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議 案 資 料 名	頁
5 1	嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	1
5 2	嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	2
5 3	嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	3

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
家庭相談員	〃 123,000 0円	〃	家庭相談員	〃 123,000 0円	〃
結婚支援相談員	日額 6,200 円	〃			

嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(宿日直勤務の報酬又は賃金)</u> <u>第9条の2 第19条の規定により準用する勤務時間条例第8条第1項の規定により同項の断続的な勤務を命ぜられた一般職非常勤職員等には、その勤務1回につき6,300円を超えない範囲内で報酬又は賃金を支給する。</u> <u>2 前項の勤務は、前条に規定する勤務には含まれないものとする。</u></p>	

嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>赴任</u> <u>新たに採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。</u></p> <p>(3) <u>扶養親族</u> <u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）</u>、<u>子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものとい</u><u>う。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 旅費の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料及び扶養親族移転料</u>とする。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</u></p> <p>10 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</u></p> <p>11 <u>第18条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。</u></p> <p>(日当)</p> <p>第13条 日当の額は、<u>別表第1</u>の定額によ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 旅費の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料</u>とする。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>第16条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。</u></p> <p>(日当)</p> <p>第13条 日当の額は、<u>別表</u>の定額による。た</p>

る。ただし、県内の区域における旅行については、原則として日当の額は支給しない。

2 (略)

(宿泊料)

第14条 宿泊料の額は、別表第1のとおりとする。

2・3 (略)

(食卓料)

第15条 食卓料の額は、別表第1の定額とする。

2 (略)

(移転料)

第16条 移転料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(扶養親族移転料)

第17条 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当及び宿泊料の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の

だし、県内の区域における旅行については、原則として日当の額は支給しない。

2 (略)

(宿泊料)

第14条 宿泊料の額は、別表のとおりとする。

2・3 (略)

(食卓料)

第15条 食卓料の額は、別表の定額とする。

2 (略)

際における職員相当の日当及び宿泊料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第1号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当及び宿泊料の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(日額運賃)

第18条 (略)

(旅費支給の特例)

第19条 (略)

(在勤地内旅行の旅費)

第20条 (略)

(退職者等の旅費)

第21条 (略)

(遺族の旅費)

第22条 (略)

(旅費の調整)

第23条 (略)

(外国旅行の旅費)

第24条 (略)

(委任)

第25条 (略)

別表第1 (第13条、第14条、第15条関係)
(略)

(日額運賃)

第16条 (略)

(旅費支給の特例)

第17条 (略)

(在勤地内旅行の旅費)

第18条 (略)

(退職者等の旅費)

第19条 (略)

(遺族の旅費)

第20条 (略)

(旅費の調整)

第21条 (略)

(外国旅行の旅費)

第22条 (略)

(委任)

第23条 (略)

別表 (第13条、第14条、第15条関係)
(略)

別表第2 (第16条関係)

区分	支給額
鉄道50キロメートル未満	107,000円
鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	123,000円
鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	152,000円
鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	187,000円
鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	248,000円
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	261,000円
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	279,000円
鉄道2,000キロメートル以上	324,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。